

新型コロナワクチンの一部で確認された浮遊物の実態調査等についての陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 117 号

受理年月日 令和4年6月 8日

付託年月日 令和4年6月21日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区新型コロナワクチン接種HPワクチン接種に関するQ&Aに、ファイザー社ワクチンの一部に混入が確認された白色浮遊物について、令和3年9月15日に発表がありました。HPによりますと、ファイザー社は「安全性に問題はない」と厚労省に報告していますが、本区でもファイザー社製ワクチンを使用しており、「今回浮遊物が確認されたロット番号FF5357のワクチンも一部使用されています」とあります。このFF5357を厚労省ワクチン分科会で配布された資料によれば、100件以上の副反応報告が上がっており、その内2人が死亡。また10代は心膜炎、けいれん、血管迷走神経反射などの症状が22人、20代も蕁麻疹、アナフィラキシーなど18人いました。このロット番号での接種が10月中旬まで継続されていたために、被害者が拡大しました。9月15日発表の時点で回収されて接種が中止されていれば、その後のFF5357の副反応者は出なかったと思います。また、資料を見ますと殆どが発症までの日数が0日であり、因果関係ありで報告が上がっています。江戸川区民で健康被害が出ているか調査いただくよう要望いたします。

5月号区報が各家庭へポスト投函されており、4回目ワクチン接種の対象者を見ると「18～59歳で基礎疾患のある方または、重症化リスクが高いと医師が認める方」とあり、慢性の心臓病や腎臓病などが当てはまりますが、厚労省のHPには「接種に注意が必要な人」として「心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人」と記載がありますがどちらが正解でしょうか。また、18歳以上へ一律送付をしています。届いたからと勘違いして接種してしまう方もいると思われます。5回目以降は希望者が区役所に申請して接種を行う「申告制」をとるべきです。事務手続きや郵送代も税金ですので削減するべきです。

新型コロナワクチン接種後死亡したと厚労省に報告が上がっている人数が、令和4年5月18日時点で1,711人、重篤な副反応が21,807人ですが、因果関係不明とされ救済金は支払われておりません。厚労省HP令和3年12月分の人口動態統計速報を見ますと、令和3年1～12月の死亡者数は1,452,289

(裏面に続く)

人で戦後最多の前年比67,745人、4.9%増加です。コロナ死は昨年12月末で18,393人でしたが、差分は49,352人という方々が新型コロナウイルス以外の何かしらの原因で死亡したということです。東日本大震災の年を上回りましたが今、日本では未曾有の大災害を超える何かが起きています。また、令和4年の1、2月の超過死亡数も全国的に増えており、毎年冬は死亡者が増えていますが異常な人数なので死因を調査する必要があります。つきましては、貴議会において、新型コロナワクチンFF5357の副反応実態調査、ワクチン対象者の見直し、優先接種の接種券を自己申告制に変更、超過死亡者数の調査をするよう、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 新型コロナワクチンロット番号FF5357の死亡者、副反応者の区民の実態調査及び内容物調査をすること。
- 2 接種者の対象が「基礎疾患のある方」とあるが厚労省HPで相違ありのため、統一を希望及び接種券は希望者のみ配付する「自己申告制」とすることを要望する。
- 3 江戸川区の令和3年と令和4年1～3月の超過死亡者数が激増している理由を調査すること。